

公益財団法人友友福祉振興財団

奨学生募集要項

(2023 年度)

1. 趣旨

本財団は、次世代を担う人材の育成を図るため、経済上の理由により学校教育法による「大学」「短期大学」「専門学校等」(以下「各学校」という)に、進学が困難な事情にある、児童養護施設に暮らしている児童に**出身の児童養護施設を通じて**「各学校」在学の期間、奨学金を支給する。(児童に直接の給付ではない)

2. 応募資格

- (1) 北海道内の児童養護施設で暮らしている児童で、「各学校」への進学を希望する高校 3 年生以上の学生(高卒認定合格見込み者を含む)でその中でも特に向上心旺盛であり、予定年限での就学が十分に可能な者。
- (2) 北海道内の児童養護施設は、1施設より 1 名の児童の推薦を行うことができる。
- (3) 例年は原則として他の奨学金制度(給付型)を受けない者としていたが、現在の社会状況を考慮し 2023 年度は併用予定の者も応募可とする。(申請書受給予定の全ての奨学金を記入のこと)
- (4) 当財団から給付する奨学金を送金する口座の振込みに関する同意書、奨学生名義口座を児童養護施設長が管理する件に関する委任状を用意できる者。**進学後・就職後も児童養護施設を通じて連絡が取れ、必要な提出書類を確実に提出できる者。**
- (5) 地域小規模施設で生活している場合は本体の施設と連携して連絡が取れる者。

3. 給付人数

4名程度。

4. 応募方法

応募者は、下記の書類を「**奨学金応募書類在中**」と明記し、施設長を通じて提出すること。
(提出書類は、お返ししません)

(1) 本人申込書(様式 1 号)

写真は最近6ヵ月以内に撮影の上半身正面向き(縦 4cm×横3cm)

(2) 申請児童の作文(様式 2 号) 2 テーマとも提出

テーマ1. 「進学希望の学校を選んだ志望動機」本文800字以内、必ず**自筆のこと**

注 将来のビジョンについて書いてください。

テーマ 2. 「この 1 年で私が興味を持った社会のニュース」について、あなたの考えを述べて下さい。本文 800 字以内、必ず自筆のこと

- (3) 施設長推薦調書(様式 3 号)
- (4) 申請児童の資金計画表と資産状況に関する書類(様式 4 号)
- (5) 本人預金通帳のコピー(直近 2 年間分)
- (6) 成績証明書 第一学年から直近までの成績証明書を添付のこと(開封及びコピー不可)
- (7) 入学志望校案内書(抜粋・コピー可 学費部分は必須)
専門学校等の申請に於いては本人と推薦した児童養護施設長へのヒアリングを行う可能性がある。
- (8) 入所施設のパフレット
※応募書類は必要に応じてコピーするので、ホチキス・クリップ等で止めないこと。

5. 応募期間

2023 年 7 月 1 日～7 月 15 日必ず郵送にて応募すること。(当日消印有効)

6. 選考方法

- (1) 第 1 次選考
申請児童から提出された応募書類をもとに、2023 年 7 月末までに、選考委員会に於いて書類選考する。
- (2) 第 2 次選考
書類選考に合格した者について 2023 年 8 月 8 日(火)に、財団理事長と選考委員による面接選考を行う。(会場は札幌市内。時間等は書類選考後連絡する)
※状況によってオンライン面接になる可能性もあるが、その場合の選考日は書類選考後連絡する。
- (3) 第 2 次選考(面接選考)の結果
奨学生予定者を選定し、奨学生として内定した旨、本人に通知するとともに推薦した児童養護施設長に通知する。

7. 採用決定

奨学生は進学先の合否がわかり次第すぐに当財団に電話で一報をいれること。
合格の場合「入学したことを証する書類」(写し可)、給付に関する同意書(様式 5 号)、給付に関する委任状(様式 6 号)を提出した時に採用が決定する。

8. 給付額・給付期間

- (1) 原則として「各学校」における授業料及び教材費等を助成する。
給付額は年額60万円とする。
進学した「各学校」の1年次から最短の卒業年次までとする。
初年度の給付時期は、必要に応じて決める。
2年目以降は在学証明書及び成績証明書及び生活状況報告書(様式7号)の提出確認後に給付する。
- (2) 退学・留年・停学の際は助成を打ち切る。但し、病気や事故などやむを得ない場合は事情を考慮した上で選考委員が協議可否を判断する。

9. その他

(奨学生の義務)

奨学生は、毎年度終了後すみやかに在学証明書及び成績証明書及び生活状況報告書(様式7号)を施設長を通して財団に提出しなければならない。
卒業又は修了にあたっては、卒業証明書又は、修了証明書を提出しなければならない。
奨学生は、給付期間終了後も5年間は、体験をつづるレポートや近況報告書(様式8号)を施設長を通じて財団に提出し、児童福祉の向上に協力すること。

(奨学金)

この奨学金は、返済の義務はなく、将来の就職についても何等の義務もない。
奨学金は、出身施設を通じて支給する。

(施設長の義務)

児童養護施設長は、責任をもって奨学生の指導にあたること。
児童養護施設長は、奨学金の給付期間終了後であっても5年間は住環境が変わった場合すみやかに住所変更届を財団に報告すること。
児童養護施設長は、奨学生の担当者及び施設長の変更移動の際は、奨学生についての引継ぎを確実に次期担当者へ行い、その旨を財団に報告しなければならない。

(上記は厳守すること)

守られない児童養護施設は今後応募があった際の審査に影響を及ぼすものとする。